

国土地理院交流研究員受入れ制度

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 交流研究員受入れ制度とは | 国土地理院以外の機関に所属する職員が、一定の期間交流研究員として <u>国土地理院において調査・研究に従事し、測量・地図・地理空間情報の整備・活用に関する技術を修得</u> できる制度です。 |
| 2. 申請機関のメリットは | <ul style="list-style-type: none"> ◎国土地理院の施設を利用し、研究を効果的に進めることができます。 ◎国土地理院の技術者・研究者の指導を受けることができ、交流研究員の研修効果があります。 ◎国土地理院の保有する最新技術情報を入手することができます。 ◎国土地理院の技術者・研究者と交流することができます。 |
| 3. 申請できる機関は | <u>国家機関、地方公共団体、国土交通省設置法第4条第28号の資産等を定める政令（平成12年政令第297号）第2条に規定する公共的団体、別紙-3「令和3年度交流研究員受入れ課題」の課題のうち指導を希望する課題に対して関連業務の実績を有する一般社団法人および一般財団法人、その他、国土地理院長がその交流研究員の受入れを適当であると認めて指定した機関</u> です。 |
| 4. 受入れ定員は | 全体で <u>最大20名</u> の募集を行います。 |
| 5. 交流研究員の要件は | 国土地理院において与えられた研究を行うのに必要な能力その他の適格性があればよく、 <u>年齢、性別、学歴、役職、資格の有無等に制限はありません</u> 。 |
| 6. 受入れ期間は | 当該年度中の期間以内です。 |
| 7. 研究課題は | <u>国土地理院が示した研究課題の中から選んだもの又は申請機関から提案された研究課題のいずれか</u> とします。 |
| 8. 交流研究員の身分は | 受入れに伴う <u>変更はしません</u> 。 |
| 9. 申請機関の費用負担は | <u>交流研究員の給与、旅費、滞在費等は申請機関負担</u> とします。 |
| 10. 交流研究員の服務は | 国土地理院の職員に準拠し、信用失墜行為の禁止や守秘義務等について遵守していただきます。 |
| 11. 交流研究員の業務は | 国土地理院の受入れ課・室における指導責任者のもと、特定技術の習得又は申請機関の研究、試験若しくは調査の実施に関する業務を行っていただきます。積算基準及び標準歩掛を使用する業務は含まれません。 |
| 12. 留意事項 | 国土地理院で受入れを行っている間、申請機関（交流研究員の派遣元企業を含む）は、受入課室が交流研究員の研究課題に係る業務を発注する場合これを受注することはできません。 |

○担当窓口

国土地理院 企画部 企画調整課 研究調整係

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 TEL：029-864-1564

e-mail：gsi-kenkyu@gxb.mlit.go.jp